

28生流第2894号

平成28年10月20日

公益社団法人福島県獣医師会長 様

農林水産部長

(公印省略)

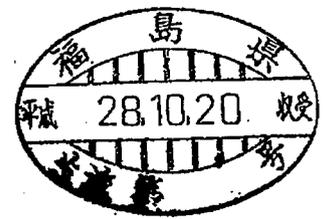
薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用の徹底
について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会所属獣医師に対し、別添リーフレットを活用し、抗菌剤の慎重使用の徹底について改めて御指導をお願いします。

(事務担当 畜産課 主任獣医技師 松本 電話(直通) 024-521-7364)

写



28消安第3049号
平成28年10月19日

各都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用
の徹底について

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、昨年5月に、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が決定されました。アクションプランでは、今後5年間に、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられています。また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました（10月4日内閣官房発表）。

我が国の畜産分野では、薬剤耐性菌の調査・監視を行いながら、動物用抗菌性物質製剤（以下「抗菌剤」という。）の適正使用、さらには、「畜産物における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について（通知）」（平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「慎重使用に関する基本的な考え方」という。）に基づき、抗菌剤の慎重使用に取り組んできました。その結果、現在の畜産分野における薬剤耐性菌の発現状況は、抗菌剤の使用量削減に徹底して取り組んでいるEU等と比べても遜色のない水準にあります。

これまでの我が国の畜産分野における取組は決して不十分なものではないと考えられますが、世界的に対策が進められていく中で、アクションプランでは、抗菌剤の慎重使用などの取組のさらなる徹底、強化等が求められています。また、「慎重使用に関する基本的な考え方」については、関係者の認知度が低く、普及がいまだ不足していることから、獣医師や生産者に対する普及

・啓発を強化していくことが重要です。

つきましては、貴管下関係者（家畜の所有者、獣医師、畜産関係団体等）に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性対策が世界的な課題となっていることを周知いただくとともに、「慎重使用に関する基本的な考え方」に基づいた抗菌剤の慎重使用の徹底について改めて御指導いただきますようお願いいたします。

なお、アクションプラン、慎重使用に関する基本的な考え方（本文、獣医師向けパンフレット及び生産者向けリーフレット）等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuza/koukinzai.html>）に掲載していますので、御参照ください。

併せて、当省の平成27年度の食の安全・消費者の信頼確保対策事業の抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業により、抗菌剤の慎重使用に資するため、別添のとおり、獣医師向けの「牛呼吸器病（BRDC）における抗菌剤治療ガイドブック」を作成しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします（当該ガイドブックについても、上記のウェブサイトに掲載しています。）。

なお、別途、別紙のとおり関係団体に通知したことを申し添えます。

28消安第3049号
平成28年10月19日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事 殿
一般社団法人 日本養豚協会会長 殿
一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿
社団法人 日本養鶏協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用
の徹底について

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、昨年5月に、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が決定されました。アクションプランでは、今後5年間に、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられています。また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました（10月4日内閣官房発表）。

我が国の畜産分野では、薬剤耐性菌の調査・監視を行いながら、動物用抗菌性物質製剤（以下「抗菌剤」という。）の適正使用、さらには、「畜産物における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について（通知）」（平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「慎重使用に関する基本的な考え方」という。）に基づき、抗菌剤の慎重使用に取り組んできました。その結果、現在の畜産分野における薬剤耐性菌の発現状況は、抗菌剤の使用量削減に徹底して取り組んでいるEU等と比べても遜色のない水準にあります。

これまでの我が国の畜産分野における取組は決して不十分なものではないと

考えられますが、世界的に対策が進められていく中で、アクションプランでは、抗菌剤の慎重使用などの取組のさらなる徹底、強化等が求められています。また、「慎重使用に関する基本的な考え方」については、関係者の認知度が低く、普及がいまだ不足していることから、獣医師や生産者に対する普及・啓発を強化していくことが重要です。

つきましては、貴団体会員に対し、別添リーフレットを活用いただきながら薬剤耐性対策が世界的な課題となっていることを周知いただくとともに、「慎重使用に関する基本的な考え方」に基づいた抗菌剤の慎重使用の徹底について、改めて御指導いただきますようお願いいたします。

なお、アクションプラン、慎重使用に関する基本的な考え方（本文、獣医師向けパンフレット及び生産者向けリーフレット）等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuza/koukinzai.html>）に掲載していますので御参照ください。

なお、別途、別紙のとおり各都道府県に通知したことを申し添えます。

写

28消安第3049号
平成28年10月19日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿
公益社団法人 全国農業共済協会会長 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
一般社団法人 中央酪農会議会長 殿
全国肉牛事業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性対策行動計画の周知と動物用抗菌性物質製剤の慎重使用
の徹底について

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、昨年5月に、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が決定されました。アクションプランでは、今後5年間に、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられています。また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました（10月4日内閣官房発表）。

我が国の畜産分野では、薬剤耐性菌の調査・監視を行いながら、動物用抗菌性物質製剤（以下「抗菌剤」という。）の適正使用、さらには、「畜産物における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について（通知）」（平成25年12月24日付け25消安第4467号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「慎重使用に関する基本的な考え方」という。）に基づき、抗菌剤の慎重使用に取り組んできました。その結果、現在の畜産分野における薬剤耐性菌の発現状況は、抗菌剤の使用量削減に徹底して取り組んでいるEU等と比べても遜色のない水準にあります。

これまでの我が国の畜産分野における取組は決して不十分なものではないと

考えられますが、世界的に対策が進められていく中で、アクションプランでは、抗菌剤の慎重使用などの取組のさらなる徹底、強化等が求められています。また、「慎重使用に関する基本的な考え方」については、関係者の認知度が低く、普及がいまだ不足していることから、獣医師や生産者に対する普及・啓発を強化していくことが重要です。

つきましては、貴団体会員に対し、別添リーフレットを活用いただきながら薬剤耐性対策が世界的な課題となっていることを周知いただくとともに、「慎重使用に関する基本的な考え方」に基づいた抗菌剤の慎重使用の徹底について、改めて御指導いただきますようお願いいたします。

なお、アクションプラン、慎重使用に関する基本的な考え方（本文、獣医師向けパンフレット及び生産者向けリーフレット）等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuza/koukinzai.html>）に掲載していますので御参照ください。

併せて、当省の平成27年度の食の安全・消費者の信頼確保対策事業の抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業により、抗菌剤の慎重使用に資するため、別添のとおり、獣医師向けの「牛呼吸器病（BRDC）における抗菌剤治療ガイドブック」を作成しましたので、貴団体会員への周知をお願いします（当該ガイドブックについても、上記のウェブサイトに掲載しています。）。

なお、別途、別紙のとおり各都道府県に通知したことを申し添えます。

11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

（別添）

～ 抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の信頼に応えましょう！～

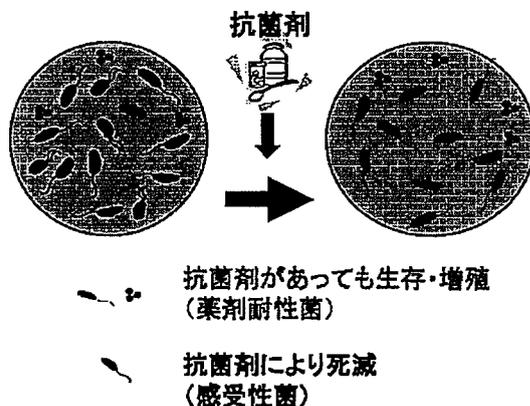
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

薬剤耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、昨年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。

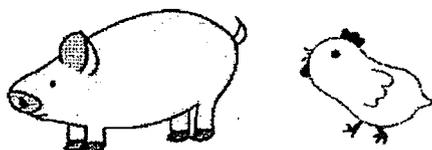


薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、畜産分野において必要な取組が記載されています。

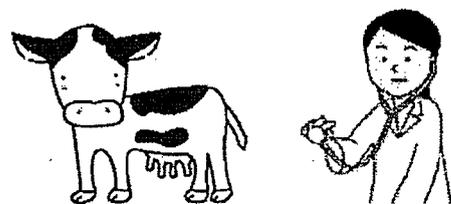


畜産関係者が実施すべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「抗菌剤の慎重使用」を徹底すること等が求められています。具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。



国産畜産物に対する消費者からの信頼に応えるため、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を維持するためには、**畜産関係者が一体となって対策に取り組む必要があります。**

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質



<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

平成 28 年 10 月 4 日

＜貼り出し先＞
内閣記者会
文部科学記者会
厚生労働記者会
厚生日比谷クラブ
農林水産省記者クラブ

薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議の開催 及び薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11月）の設定について

1. 薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議の開催

本年4月、総理が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、薬剤耐性（AMR）による感染症のまん延の防止等の対策をまとめた「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」）が決定されました。アクションプランでは「普及啓発・教育」を対策の柱の一つとして掲げ、国民の薬剤耐性（AMR）に関する知識や理解を深めるため、有識者・関係団体等と連携の下、薬剤耐性（AMR）の脅威に対する国民運動を展開することとしています。

こうした状況を踏まえ、今般、薬剤耐性（AMR）に係る全国的な普及啓発活動を推進するため、「薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議」を開催することといたしましたのでお知らせいたします（構成員については別添を御参照ください）。

なお、第1回会合については以下のとおりです。

- (1) 日時：平成28年11月1日（火）18:00～20:00
- (2) 場所：調整中（都内）
- (3) 備考：議事公開、頭撮り可

※会議の詳細については追ってお知らせいたします。

2. 薬剤耐性（AMR）対策推進月間の設定

薬剤耐性（AMR）に係る全国的な普及啓発活動を推進するため、毎年11月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」に設定します。「薬剤耐性（AM

R) 対策推進月間」では、政府機関だけではなく民間の様々な団体が一体となって、普及啓発に係る取組を重点的に実施していくとともに、同月間を通じて国民一人ひとりの主体的な取組を促していきます。

3. 薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議及び薬剤耐性（AMR）対策推進月間の取組

国を挙げて薬剤耐性（AMR）対策を推進するためには、専門職に対する普及啓発とともに、国民の知識や理解を深めることが必要不可欠であることから以下の取組を展開していきます。

- (1) 政府広報、TV、新聞等のメディアを通じた国民全般に対する普及啓発
- (2) 医療機関、薬局、高齢者施設、家畜診療施設等における専門職等に対する普及啓発
- (3) 上記専門職等を通じた国民に対する普及啓発
- (4) 毎年11月を薬剤耐性（AMR）対策推進月間と設定することを契機として、(1)～(3)の普及啓発に係る取組を実施

等

【本件に関する連絡先】

内閣官房国際感染症対策調整室 小泉、片山、富田
電話：03-6257-1308（直通）
FAX：03-3501-3973

薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議 構成員名簿

議長	毛利 衛	日本科学未来館館長
構成員		
(有識者)	浅井 鉄夫	岐阜大学大学院連合獣医学研究科応用獣医学連合講座（動物感染症制御学）教授
	阿真 京子	一般社団法人知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表
	具 芳明	東北大学病院総合感染症科講師
	舘田 一博	東邦大学医学部微生物・感染症学講座教授
	舘林 牧子	読売新聞医療部編集委員
	田村 豊	酪農学園大学獣医学群獣医学類食品衛生学ユニット教授
	徳田 安春	地域医療機能推進機構本部顧問
	宮入 烈	国立成育医療研究センター生体防御系内科部感染症科医長
	吉本 明美	共同通信社編集委員・論説委員
(主要団体)	青木 隆典	一般社団法人日本民間放送連盟常務理事
	安齋 尚志	日本放送協会理事
	宇田 英典	全国保健所長会会長
	川勝 平太	全国知事会（静岡県知事）
	川嶋 明	一般社団法人日本新聞協会専務理事
	釜菴 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	川原 章	日本製薬工業協会専務理事
	境 政人	公益社団法人日本獣医師会専務理事
(関係行政機関等)	山田 安秀	内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
	川島 俊郎	内閣府食品安全委員会事務局長
	板倉 康洋	文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）
	橋本 泰宏	厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）
	柴山 恵吾	国立感染症研究所細菌第二部長
	小川 良介	農林水産省消費・安全局参事官
	山本 実	農林水産省動物医薬品検査所所長
	大曲 貴夫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター長